

千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
第1条～第6条（現行に同じ） （条例第7条第2項の委員会規則で定める施設） <u>第6条の2</u> 条例第7条第2項の委員会規則で定める施設とは、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例第2条第4号に定める保育等施設を定める規則（平成27年千代田区規則第18号）に掲げる施設とする。 第7条・第8条（現行に同じ） （低所得世帯における保育料の減免） 第8条の2 委員会は、条例第8条の規定に基づき、ひとり親世帯等（保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第4項に規定する要保護者等に該当する世帯をいう。）であって、前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯（条例別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）に属する幼児に係る保育料の額を減額し、又は免除するものとする。この場合において、当該減額又は免除した後における当該幼児に係る保育料の額は、当該世帯に属する特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち当該幼児が第何子に当たるかに応じて、次の各号に定めるとおりとする。 （1）第1子 条例別表に定める額に0.5を乗じて得た額 （2）第2子以降 0円 2 委員会は、前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯（条例別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）に特定被監護者等が2人以上いる場合は、条例第8条の規定に基づき、当該世帯に属する条例第3条第1号の認定を受けた幼児（第1子の幼児を除く。）に係る保育料の額を減額し、又は免除するものとする。この場合において、当該減額又は免除した後	第1条～第6条（略） 第7条・第8条（略）

における当該幼児に係る保育料の額は、当該世帯に属する特定被監護者等のうち当該幼児が第何子に当たるかに応じて、次の各号に定めるとおりとする。	
(1) 第2子 条例別表に定める額に0.5を乗じて得た額	
(2) 第3子以降 0円	
3 委員会は、前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯（条例別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）に特定被監護者等が2人以上いる場合は、条例第8条の規定に基づき、当該世帯に属する条例第3条第2号の認定を受けた幼児（第1子の幼児を除く。）に係る保育料の額を減額し、又は免除するものとする。この場合において、当該減額又は免除した後における当該幼児に係る保育料の額は、当該世帯に属する特定被監護者等のうち当該幼児が第何子に当たるかに応じて、次の各号に定めるとおりとする。	
(1) 第2子 条例別表に定める額に0.5を乗じて得た額	
(2) 第3子以降 0円	(保育料の減免等)
（保育料の減免申請等）	第9条 委員会は、別に定める基準により、保育料を減額し、又は免除することができる。
第9条 保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、園長を経由して、保育料減免申請書（第7号様式）に減額又は免除の事由が分かる書類を添えて委員会に申請しなければならない。	2 保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、園長を経由して、保育料減免申請書（第7号様式）に減額又は免除の事由が分かる書類を添えて委員会に申請しなければならない。
2 （現行に同じ）	3 （略）
第10条・第11条 （現行に同じ）	4 前各項の規定にかかわらず、延長保育料については、減免しない。
（延長保育の実施）	第10条・第11条 （略）
第12条 （現行に同じ）	（延長保育の実施）
2～6 （現行に同じ）	第12条 （略）
7 延長保育料については、減免しない。	2～6 （略）
第13条～第17条 （現行に同じ）	第13条～第17条 （略）
別表1	別表1
(1) 幼稚園（千代田幼稚園及び昌平幼稚園を除く。）を除く・こども園（短時間保育）	(1) 幼稚園（千代田幼稚園及び昌平幼稚園を除く。）を除く・こども園（短時間保育）
第1優先～第5優先 （略）	第1優先～第5優先 （略）
第6優先 入園をする日の前年度10月2	第6優先 入園をする日の前年度10月2

日以降から申込日までの間引き続き通園区域内に居住している幼児	日以降から申込日までの間引き続き通園区域内に居住している幼児又は <u>通園区域外に居住しているが、申込園において同一世帯から2人以上の子の在園が見込まれる幼児</u>
	<u>第7優先</u> 申込日時点において千代田区内に居住しており、申込日の年度の末日までに申込園の通園区域内に転居する予定の幼児
<u>第7優先</u> 申込日時点において、通園区域外に居住している幼児	<u>第8優先</u> 申込日時点において、通園区域外に居住している幼児
(2) 幼保一体施設（千代田幼稚園及び昌平幼稚園の短時間保育をいう。）	(2) 幼保一体施設（千代田幼稚園及び昌平幼稚園の短時間保育をいう。）
第1優先・第2優先（現行に同じ）	第1優先・第2優先（略）
	<u>第3優先</u> <u>通園区域外に居住しており、申込園に併設された小学校、幼稚園、保育施設に同一世帯から1人以上の子の在園が見込まれる幼児</u>
<u>第3優先</u> ・ <u>第4優先</u> （現行に同じ）	<u>第4優先</u> ・ <u>第5優先</u> （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区立幼稚園使用条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。